゙゚ジオブロッキング 日系企業も個別調査の対象に

ジェトロ海外調査部欧州ロシア CIS 課 深谷 董

「ジオブロッキング」とは、小売業者が国外の顧客 へのオンライン販売を避けるため、ウェブサイトへの アクセス阻止、他国向けのウェブサイトへの自動切り 替え、国境を越える配達・支払いを受け付けないなど の制限・差別を行うことである。

EUの調査によると、オンラインで商品を扱う小売 業者のうち38%がジオブロッキングのために顧客の IP アドレスやクレジットカード情報などの位置情報 を収集。デジタルコンテンツを扱う事業者の70%が 少なくとも一つのジオブロッキング措置を取っている。 ジオブロッキングの影響を受けているのは、商品では 衣類、履物、アクセサリー、本、コンピューターハー ドウエア、電子機器、サービスでは、航空券、レンタ カー、ストリーミングなどデジタルコンテンツに多い。 欧州委員会(以下、欧州委)は、電子商取引(EC) セクターに対し不当に競争を阻害する慣行がないか、 2度にわたって調査を実施した(調査結果は解説を参 照)。ジオブロッキングの事例が不当な競争阻害を禁 止する EU 機能条約第 101 条 (**解説の 1.** を参照) など に反する可能性がある場合は、個別調査も実施してい る。2017年2月には、バンダイナムコを含む5社のゲー ムソフトメーカーと、ゲーム配信プラットフォーム「ス

チーム | の運営会社バルブとの間で結ばれた契約に関 して調査が開始された。ゲームを始める際、海賊版で はないことを認証するための「有効化キー」をプラッ トフォーム上で入力する必要がある。多くのゲームで 導入されている仕組みだが、今回のケースでは、特定 の加盟国の消費者のみがゲームにアクセスできるよう に有効化キーを設定しているかどうかが焦点だ。

同じタイミングで、欧州最大級の旅行代理店4社と スペインの大手ホテルグループ、メリア・ホテルズの 間で結ばれたホテル宿泊に関する契約が、顧客の国籍 や居住国によって客室の空き状況や価格を変える条項 を含んでいる可能性があるとして調査が開始された。

さらに17年6月、欧州委はナイキ、サンリオ、ユ ニバーサル・スタジオの3社についてもライセンス契 約と販売慣行がライセンス商品の国境を越えた販売や オンライン販売を不当に制限している可能性があると して調査を開始した。同3社はそれぞれ、「FCバル セロナーの関連商品、「ハローキティ」、「ミニオンズ」 などのライセンサーで、メーカーとのライセンス契約 によりこれらのイメージ画像や文字を使用した服やお もちゃなどが製造されている。以上のケースに対する 調査は現在進行中であり、ジオブロッキングに対する 欧州委の対応は今後も注視が必要だ。

寄稿

解説: 欧州委による EC 分野の調査結果について

ギブソン・ダン・クラッチャー法律事務所ブリュッセルオフィス 弁護士 杉本 武重

欧州委は2017年5月10日、EC 分野の調査最終報告 書を採択した。この調査は当該分野における当局の問題 意識を把握する上で重要な意義を有する。

1. 法的な背景

EU 機能条約(TFEU)第 101 条は、単一市場にお

ける競争を阻害する目的または効果を有する企業間の協 定および共同行為を禁止している。反競争的な協定や共 同行為を行う企業は、全世界年間売上高の 10%以下の 制裁金を受ける可能性がある。欧州委による調査および 制裁金決定を避けるためには、企業は契約や流通制度に 関するセルフアセスメント(自己評価)を行い、垂直的 一括免除規定^{注1}のような複雑な免除事由のいずれかに 自社の行為が該当するか確認しておく必要がある。

2. 最終報告書の議論

(1)消費財:選択的な流通制度に関するもの

- a. 再販売価格の維持:最低限の価格などを設定する企 業間の協定または共同行為は、ハードコア制限^{注2}とな る(再販売価格の上限額を課すことまたは販売価格を推 奨することは適法だと考えられる)。特に製造業者によ る価格追跡ソフトウェアの使用が拡大し、このことが事 業者間の共謀を促進する可能性がある。
- b. 二重の価格設定:異なる小売業者に対して異なる卸 売価格を課すことは一般的には適法であるが、同一の小 売業者に対して同一の製品に関して異なる価格を課すこ とは一般的にはハードコア制限であると考えられる。た だし、二重の価格設定は事案によっては TFEU 第 101 条第3項に基づく適用免除に該当する可能性がある。
- c. オンラインプラットフォームの禁止:実店舗におけ る商品販売を行うことまたは自社のウェブサイトでの販 売を行うことを販売業者に要求することによって純粋な オンライン業者を流通システムから排除する行為につい て、欧州委は、当該プラットフォームの禁止それ自体が 違法と見なされるべきではないとの見解である。しかし、 客観的な正当化理由がない場合には調査が開始される可 能性がある。
- d. 地理的な制限:業界内で支配的地位にない企業につ いては、一方的なジオブロッキング措置に関する懸念は 生じない。しかしながら、サプライヤーが EU 単一市場 内の市場の分割を目的とし、特に並行輸入を制限する目 的を有する場合、これらの制限は問題となる可能性があ る(もっとも、当事者の関係が「純粋な代理人契約」に よる場合、当該協定は第101条の範囲外となる可能性 がある)。
- e. 価格比較ツール使用に対する制限:価格比較ツール の使用に対する絶対的な制限で客観的な基準に基づかな いものについては、垂直的一括免除規制によってカバー されないハードコア制限に該当する可能性がある。
- (2)デジタルコンテンツ:ジオブロッキングが違法な地理 的制限に該当する可能性
- a. デジタルコンテンツにおけるジオブロッキング:デ

ジタルコンテンツのジオブロッキングは、その他の契約 上の制限と連動した場合、競争当局の関心を高める可能 性がある。

- b. デジタル権利の結合:権利をさまざまな要素に分解 することおよび一定の権利を結合させること自体は問題 ないが、権利の結合が一定の要素に関してのみ行われ、 残りは利用されずに残される場合、いわゆる供給制限注3 となる可能性がある。当該制限は経済的および法的な観 点の双方から業界全体に関して評価される必要がある。
- c. ライセンス契約における過剰な期間:ライセンス契 約は通常は長期にわたって締結されるものである。この ような長期的な契約は、市場への新規参入または現在の 商業活動の拡大をより困難にする可能性があり、競争上 の懸念を生じさせる可能性がある。
- d. デジタル・サービスに関する乱用的な支払いに関す る構造:欧州委は、支払いメカニズム(固定価格、最低 保証および前払い)が参入障壁または拡張に関する障壁 の発生をもたらすか否かについて調査が必要であると考 えているようである。

3. EC 上のビッグデータ活用

最終報告書はビッグデータについて競争上センシティ ブなデータがマーケットプレイス(本誌 p.68 の注1 を 参照)および第三者である販売者の間で交換される場合、 当該データの収集および使用が競争に対して影響を及ぼ す可能性がある点に言及する。

4. 結語

最終報告書の結果を踏まえ17年6月、欧州委は、消 費財およびデジタルコンテンツのオンライン流通に関す る枠組みにおいて乱用的な実務が行われている可能性に ついて調査を開始した。今後より多くの調査が生じる可 能性が高いため、オンラインでの流通に従事する企業は 自社のコンプライアンスを確保する必要がある。

- 注1:垂直的制限に関する一括適用免除規則(欧州委員会規則330/2010 号)。垂直的取引関係(メーカーと販売店との契約など)における、 同規則に定められた要件に該当する行為については、一般的に競 争法の適用から免除される。
- 注2: hardcore restriction。原則として違法な競争制限であり、一括適用 免除規則の適用が認められない。
- 注3: output limitation。供給量または生産量を制限する行為である。一 般的に競争制限の目的を有する行為と考えられている。